

第 1 1 期
高槻市入札等監視委員会審議報告書

令和 6 年 3 月 2 8 日
高槻市入札等監視委員会

目 次

はじめに	1
第 1 委員会の開催状況	1
第 2 平均落札率の推移	3
第 3 第 10 期委員会の提言に対する市の取組	4
1 入札の不成立	
2 最低制限価格等の設定	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
第 4 審議概要	5
1 入札の不成立	
2 低入札価格調査制度	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
第 5 今後の改善に向けて	9
1 入札の不成立	
2 最低制限価格等の設定と事後公表	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
おわりに	11

はじめに

高槻市では、公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公平性・透明性を一層高めていくため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、平成14年に外部の学識経験者から構成される第三者機関として、高槻市入札等監視委員会を設置した。第11期の委員会（令和4年4月から令和6年3月まで）においては、警察OB、大学講師、弁護士の3名の委員により審議が進められ、市が発注する公共工事等の入札契約手続及びその制度について、公正かつ独立した立場から審議が行われた。

第11期委員会の開催状況及び審議案件は、表1及び表2のとおりである。

第11期の2年間、市では、令和5年3月に高槻城公園芸術文化劇場の開館、JR高槻駅北駅前広場の供用開始を迎えたほか、高槻島本夜間休日応急診療所ほか2施設解体工事や高槻市立文化会館市民会館その他解体工事に着手した。

この第11期委員会では、第10期委員会の提言に対する市の取組の検証を含め、2年間で厳格かつ公正な審議を行ってきた。この結果を取りまとめ、本報告書を作成するものであり、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて参考とされるよう提言する。

第1 委員会の開催状況

表1 開催状況

回次	開催日	審議対象期間（入札日基準）	審議案件数（対象件数）
第80回	令和4年8月18日	令和4年1月～5月	6件（50件）
第81回	令和4年12月26日	令和4年6月～9月	15件（91件）
第82回	令和5年2月27日	令和4年10月～12月	5件（60件）
第83回	令和5年8月3日	令和5年1月～5月	8件（42件）
第84回	令和5年11月21日	令和5年6月～9月	21件（95件）
第85回	令和6年2月6日	令和5年10月～12月	7件（46件）

表2 審議案件の内訳

回次	制限付一般競争入札	指名競争入札ほか	その他
80	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木2、建築2、 管及び水道施設1 ・最低制限価格の算定誤り 建築1 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の制度改正 ・令和3年度の工事成績結果報告
81	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 電気1、機械器具設置1 ・高落札率の案件 建築1、管1 ・不成立の案件 電気1、機械器具設置1 ・落札候補者の変更 土木1 ・入札手続きのやり直し 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 建築2、管1、電気1、 土木設計1、建築設計2 	
82	<ul style="list-style-type: none"> ・入札手続きのやり直し 舗装1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 土木2、とび土工1 ・随意契約の案件 建築1 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の発注基準等の変更 ・電子入札対象案件の拡大
83	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木1、建築1、 機械器具設置1、解体2、 管及び水道施設1 ・高落札率の案件 水道施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 建築設計1 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の制度改正 ・令和4年度の工事成績結果報告
84	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 建築2、電気1、 ・不成立の案件 建築2、管1、電気1、 管及び水道施設2、 土木設計1、建築設計1 ・高落札率の案件 建築3、電気1、機械器具設置1 ・入札手続きのやり直し 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 管1、土木設計1 ・高落札率の案件 舗装1、造園1 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日工事の制度導入
85	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木2 ・不成立の案件 造園1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 建築1 ・高落札率の案件 土木1、舗装2 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革について

第2 平均落札率の推移

過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）にわたる全発注案件の平均落札率（件数ベース）及びその推移は、表3及び図1のとおりである。

建設工事全体においては、令和4年4月及び令和5年4月に最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の設定率を改正した影響により、令和3年度と比較すると業種による違いはみられるが、全体的に平均落札率が上昇傾向にある。

なお、測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「業務委託」という。）では、令和4年4月に最低制限価格設定率の改正を行ったため、令和4年度以降の平均落札率が上昇している。

表3 平均落札率の推移(業種別)

単位(%)

業 種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土木一式	88.3	88.0	88.2	88.0	90.2
建築一式	92.4	89.7	89.8	90.7	92.9
舗装	86.8	86.7	86.5	87.2	90.3
管	89.1	88.2	87.3	88.2	90.6
電気	84.0	88.2	94.0	88.8	93.6
工事全体	89.4	88.2	88.4	88.7	91.4
業務委託	75.0	76.4	75.3	79.1	79.2

注) 工事全体の落札率は、5業種を含めた全工事業種の平均である。

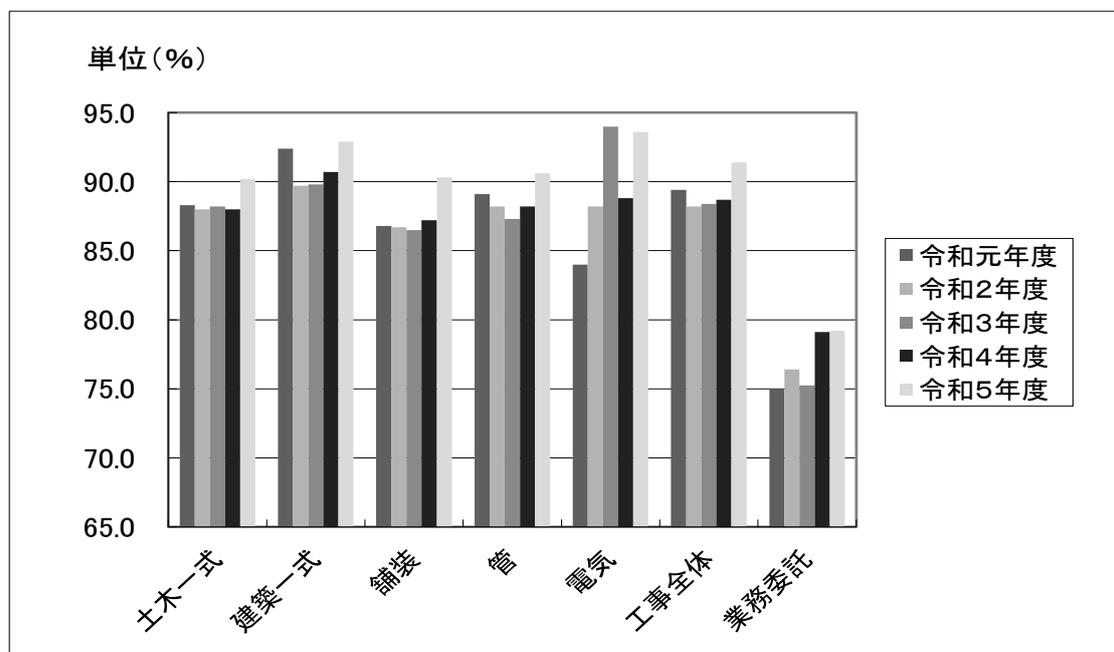


図1 平均落札率の推移(業種別)

第3 第10期委員会の提言に対する市の取組

第10期委員会（令和2年4月から令和4年3月まで）では、入札・契約制度等の今後の改善に向けて、4項目の提言を行った。これらの提言を受けて、第11期委員会では、市がどのような取組を行ったかについて、以下、項目ごとに検証した。

1 入札の不成立

第10期入札等監視委員会審議報告書（以下「10期報告書」という。）では、入札不成立への対策として、発注案件の業種、規模、内容等に応じた参加実績等を踏まえ、必要応募者数を的確に設定することが必要と提言した。

第11期においては、入札不成立の件数が令和4年度では12件へと減少したが、令和5年度は17件と増加した。業種別の発生状況を見ると、令和3年度に入札不成立が多く発生した業務委託では、令和4年度に件数、全体に占める割合ともに減少したものの、令和5年度に増加へ転じた。

入札不成立の要因には資材価格や人件費の高騰など外部環境の影響も想定されるが、夏休み工事の発注時期の分散化や余裕期間制度の実施、適切な必要応募者数の設定等により入札不成立の抑止に取り組んだ。

2 最低制限価格等の設定

市は、最低制限価格等を中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）の示すモデルなどに準拠して設定している。10期報告書では最低制限価格等の設定について、引き続き国土交通省等の動向を監視し、見直し等が行われた場合には、本市の公共工事発注に対する影響を分析した上で適切な対応を検討するよう提言した。

市では、中央公契連モデルの見直しを踏まえ、令和4年4月発注分から平成31年3月中央公契連モデルに準拠したことに続き、国土交通省からのダンピング対策強化の要請や近隣自治体の動向を踏まえ、令和5年4月発注分から令和4年3月中央公契連モデルを採用した。これにより建設工事については、会社を運営するのに必要な維持管理費である一般管理費等に乗じる率を55%から68%に変更した。

3 水道部の発注状況について

10期報告書では、配水管工事及びこれに伴う舗装工事では今後も高い競争性の維持及び確保を図る必要があることや、参加業者の少ない傾向にある工種については参加業者の増加に向けた取組を検討する必要があること、また、工期の余裕期間制度等に積極的に取り組むべきことを提言した。

第11期では、建築一式工事など参加業者が少ない傾向にある工種の工事は、年度の早い時期に発注を行うなど、参加業者の確保に努めた。

4 働き方改革について

国土交通省は建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革を加速させるため、「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定している。

10期報告書では、本委員会は公共工事における働き方改革に資する取組として、「週休2日工事及び週休2日工事を実現できる適正工期設定」に取り組むよう提言した。

市は、この提言を受け、週休2日工事の導入に向けて検討を進め、令和5年度に、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組として「高槻市週休2日工事实施要領」（令和6年4月1日施行）を制定した。

第4 審議概要

1 入札の不成立

(1) 不調・不落の状況

入札不成立の発生状況を見ると、令和3年度は20件（不調13件、不落7件）、令和4年度は12件（不調6件、不落6件）、令和5年度は17件（不調12件、不落5件）であった。（表4参照）

表4 入札不調及び不落案件 単位(件)

業種	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)
土木一式	2					2			
建築一式	1		2	1	1		3		
舗装			1						1
管	1		2	1			1	(1)	3
電気					(1)	2	1		
その他工事	1	(1)	2	1		1			1
業務委託	8			3			7		
計	13		7	6	1	5	12		5

注1) カッコの案件は予定価格超過と最低制限価格未滿が混在しているため最低制限価格未滿に計上。

不調案件については、令和4年度の6件から令和5年度は12件に増加している。その内訳を業種別に見てみると、令和4年度で最も多かったのは業務委託の3件で、令和5年度で最も多かったのは、業務委託の7件、次いで建築一式の3件であった。業務委託の不成立が増加したのは、小中学校の体育館空調設備設計業務が5件不調になったことによるものであるが、要因の1つは、他市においても同様の設計業務の発注が増加したことにより、事業者が技術者不足となったためと考えられる。

次に、不落案件については、令和4年度の6件から令和5年度は5件に減少している。内訳を見てみると、令和4年度は、予定価格超過によるものが1件、最低制限価格を下回ったものが5件、令和5年度は、最低制限価格を下回ったものが5件あった。

令和4年度に予定価格を超過した1件は、予定価格事後公表の案件であった。次に、最低制限価格を下回った5件のうち4件は、失格者を除く全者がこの価格を下回っており、事業者の受注意欲が高かったためと思われる。なお、令和5年度で最低制限価格を下回った案件も5件のうち4件は同様である。

令和4年度に応札者の全てが予定価格超過もしくは最低制限価格未滿となった案件（1件）は、特殊な機器を設置する電気工事であり、業者見積を基に積算する項目が多いため、事業者間に大きく差異が出たものと考えられる。

（2）大型案件

第11期では中消防署富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備工事が不成立（2回目で成立）となった。また、水道部庁舎耐震改修その他工事についても不成立（2回目で成立）となった。

まず、中消防署富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備工事については、1回目の公告で応札者がなく不成立となった。そのため、2回目の公告では、必要応募者数を見直すとともに、JVだけでなく単体事業者での参加も可能とするなど入札参加資格を緩和したところ、3者から応札があり、落札者の決定に至った。

1回目の不成立は、資材価格や人件費の高騰など外部影響で、事業者が応札に慎重になっていることや、公共・民間を問わず、工事全般の件数増に伴い、事業者側で応札する案件の選別が進んだことなどが不成立に繋がったと考えられる。

次に、水道部庁舎耐震改修その他工事については、1回目の公告では応札者がなく不成立となった。そのため、2回目の公告では、必要応募者数を見直すとともに、JVだけでなく単体事業者での参加も可能とするなど入札参加資格を緩和したところ、1者から応札があり、落札者の決定に至った。

1回目の不成立は、外部影響に加え、業務を継続しながらの工事となり、

工期が長く、新築に比べ手間がかかる割に採算性が厳しいことなどが不成立に繋がったと考えられる。

これらの案件は入札参加資格の緩和等により成立に至っており、業者が採算面等から消極的に捉える可能性がある工事については、可能な範囲で多くの業者が参加できるように入札参加資格を設定する必要がある。

2 低入札価格調査制度

第11期の低入札価格調査は、予定価格1億5,000万円以上の案件のうち落札金額が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上になった案件15件と、不落案件のうち最低制限価格と入札価格の乖離が大きい再入札案件1件について行われた。第11期委員会では、これらの案件のうち12件について報告を受け、審議を行った。

市では、積算内容について、工種によって市の積算と調査対象者の積算に乖離がある項目が一部見られるため、適切に積算が行われているか重点的にチェックしたとのことである。

乖離がある項目については質問をして調査対象者から回答を得ているが、調査対象者が不十分な説明を行ったときには、再質問を積極的に行うなど改善を図り、ダンピング対策を目的とした低入札価格調査が形骸化することのないよう、引き続き調査内容の充実を図ることが重要である。

また、低入札価格調査を実施した工事では、通常以上に現場での安全管理や品質管理を徹底し、適切な履行確認を行うことが重要である。

3 水道部の発注状況について

(1) 概況

水道部発注案件について、工種別に分析すると、大半が配水管工事とこれに伴う舗装工事であるが、その他の工種として、令和3年度からの3か年では、土木一式工事、建築一式工事及び機械器具設置工事が各3件のほか、少数の水道施設工事、電気工事及び消防施設工事があった。(表5参照)

表5 配水管工事及び舗装工事以外の工事一覧(委託を除く。)

※ 不成立等により複数年度で発注したものは、当初発注年度のみ記載

令和 3年度	水道施設	大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備工事
	電気	樫田浄水場高感度濁度計更新工事
	土木一式	城山第1配水池東側擁壁部対策工事
令和 4年度	機械器具設置	奈佐原受水場阿武山送水1・2号阿武野送水2号ポンプ更新工事
	土木一式	阿武野配水池外壁補修工事
	土木一式	大蔵司二丁目地区ほか試験掘削工事

令和 5年度	建築一式	水道部庁舎耐震改修その他工事
	機械器具設置	大冠浄水場18・19号取水ポンプ更新工事
	建築一式	大冠浄水場非常用発電機棟新築工事
	電気	大冠浄水場非常用発電機棟新築電気設備工事
	消防施設	大冠浄水場ほか自動火災報知設備更新工事
	建築一式	大冠浄水場第二電気室・第二配水ポンプ室改修工事
	機械器具設置	大冠浄水場取水4・6号ポンプ更新工事

次に、工事発注件数等の状況は次のとおりであった。(表6参照)

- ・配水管工事の年度ごとの件数の推移は、概ね横ばいである。
- ・舗装工事の年度ごとの件数も、概ね横ばいで推移している。
- ・複数年度にまたがる大規模な工事は、令和3年度を始期とする第9次水道施設等整備事業計画において発注したため、令和3年度が多くなっている。

表6 配水管工事及び舗装工事の発注状況

	配水管工事	舗装工事
令和3年度	28件(内、5,000万円以上/16件)	16件
令和4年度	28件(内、5,000万円以上/9件)	17件
令和5年度	29件(内、5,000万円以上/10件)	20件

(2) 入札結果

競争性の確保が図られているかを検証するため、入札結果を調べたところ、各工事とも入札参加業者が多く競争性が高い傾向がうかがえた。特に、配水管工事で特定建設業の許可を必要としない工事では、該当業者数が90者近くあり、多いものでは、60者以上が参加しているケースもあった。また、平均落札率の推移を見てみると、令和3年度の87.67%、令和4年度の88.35%、令和5年度の90.70%は、いずれも各年度の最低制限価格の平均に近い数値である。(表7参照)

表7 平均落札率の推移 (低入札価格調査対象案件を除く。)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配水管工事の平均落札率	87.67%	88.35%	90.70%
最低制限価格の平均	87.60%	88.31%	89.48%

4 働き方改革について

国土交通省と総務省の連名で令和4年12月5日付け「公共工事の円滑な施工確保について」が発出され、地方公共団体に対して「施工時期の平準化」や「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」等の措置を講じるよう要請があった。この要請を受け、市から、以下のとおり実施状況等の報告があった。

まず、「施工時期の平準化」の状況について、国土交通省の資料によると、平準化率（通常閑散期である4月から6月期における公共工事の平均稼働件数を年度の平均稼働件数で除した指標）は、府内市町村全体では、令和2年度は0.59、令和3年度は0.63（対前年度比0.04ポイント増）、令和4年度は0.64（対前年度比0.01ポイント増）であった。一方、高槻市では、令和2年度は0.45、令和3年度は0.41（対前年度比0.04ポイント減）、令和4年度は0.51（対前年度比0.10ポイント増）であった。本市の平準化率は上昇傾向にあるものの、依然として府内市町村全体を下回る水準である。

次に、「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」の取組については、建設産業が魅力的な産業として将来にわたって担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠であり、特に令和6年度より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、令和6年度に発注する工事から週休2日工事を実施する旨の報告を受けた。

その制度概要は、工事現場の週休2日を促進するため、工期中の対象期間を週休2日（4週8休）で実施した場合に、労務費等の必要経費を補正するものである。また、発注方式については、「発注者指定型」（発注者が、週休2日に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する方式）と「受注者希望型」（受注者が、現場着手日前に発注者との協議の上で週休2日に取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式）がある。なお、緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事等）、その他施設状況等により、対応が困難な工事は対象外とするとのことである。

第5 今後の改善に向けて

1 入札の不成立

第11期において、令和4年度では入札不成立件数の減少が見られたが、令和5年度は前年度よりも増加した。

前述のとおり、令和5年度の建築一式の不成立3件のうち2件は大型案件であり、応札者がいない状況であった。資材価格や人件費の高騰が背景にあり、事業者が応札に消極的になった可能性があるが、不成立が続く工事に着手できなければ、事業進捗に遅れが生じ、ひいては市民生活にも影響が出る恐れ

がある。大型案件については、工事内容を吟味し、可能な範囲でより多くの業者が参加できるような入札参加資格を設定するなど、入札不成立抑止に努めていただきたい。

また、業務委託での不成立が増加したが、これは、同一案件で複数回入札不成立となったことが影響したものと言える。事業者がより受注しやすい形で発注するなど、不成立抑止に取り組んでいただきたい。

2 最低制限価格等の設定と事後公表

市から、建設工事における最低制限価格等の設定率について、国の要請等を踏まえ、令和5年4月発注分から令和4年3月中央公契連モデルに準拠したものと見直しを行ったと報告を受けた。今後については、引き続き国土交通省の動向等を注視し、見直し等が行われた場合は本市の公共工事への影響を分析した上で適切に対応されたい。

次に、最低制限価格の公表時期について、事前公表としていた予定価格300万円未満の建設工事において令和5年4月発注分から事後公表へと変更し、これにより原則全ての建設工事について事後公表となった。

第10期では、業務委託の最低制限価格について、事後公表への段階的な切替えの検討を提言したが、業務委託における入札不成立が増加していることから、第11期においては事後公表への切替えを見送るとのことであった。事後公表への移行は、不良不適格業者の排除や抽選落札を防ぐといった効果がある反面、失格の増加や入札参加業者の減少などマイナスの側面が拡大する可能性がある。引き続き、入札執行に与える影響を分析し、事後公表へ切替えの時期を見極め、適切に対応されたい。

3 水道部の発注状況について

水道部における工事発注の大半を占める配水管工事及びこれに伴う舗装工事には多数の業者が入札に参加しており、今後も引き続き競争性の確保を図るべく、高い競争性の維持に努められたい。

一方で、同部が発注する建築一式工事や機械器具設置工事等においては、参加業者が少ない傾向にある。多くの業者が参加できるよう、参加資格や発注時期等に更なる工夫が必要である。

なお、水道部においては、平均落札率は最低制限価格に近い数値で推移しており、引き続き公正な職務の執行について再認識し、十分な注意を払いながら、適正な入札事務の執行に努めていただきたい。

4 働き方改革について

市では、令和6年度から建設業において、時間外労働の上限規制が適用となること等を踏まえ、「高槻市週休2日工事実施要領」を制定し、週休2日工事の導入に取り組むとのことであるが、事業者への制度周知等を行うとと

もに、関係部局間で連携を図り、円滑な実施に取り組まれない。また、週休2日工事の実績を見ながら、「発注者指定型」での発注割合を拡大し、制度の定着を図っていただきたい。

これに関連して、週休2日工事の実施により、工期設定が過密になることが想定され、施工時期の平準化がより求められるが、市の「施工時期の平準化」の状況は、平準化率が上昇傾向にあるものの、依然として府内市町村全体を下回る水準である。国土交通省が、平準化の促進に向けた取組として、【(さ)債務負担行為の活用(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)(す)速やかな繰越手続(せ)積算の前倒し(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)】を推進しているので、これらの取組を積極的に活用して、関係部局間で緊密に連携して計画的かつ早期の工事発注を行っていただきたい。

おわりに

令和2年以降、全世界に広がった新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられ、その対策が行政の関与から個人の自主的な取組に転換されたところである。本委員会としては、コロナ禍における工事発注への影響を危惧していたが、新型コロナウイルス感染症が直接的な原因となる入札不成立は見られなかった。

低入札価格調査については、ヒアリング時の質問内容などに一定の改善がなされてきたものと評価するが、市と業者の積算内容との乖離が大きいものに対し、重点的に確認を行うなど、今後も実効性ある調査に向け、努力されたい。

また、令和6年度から公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指し、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援するため、週休2日工事を実施するということであるが、事業者への周知を図り、円滑な制度の運用に当たっていただきたい。

最後に、本委員会としては、この審議報告書で示すように、市がより公正で適正な入札・契約手続きを確立すべく、更なる改善に尽力されることを切に望むものである。